

## 「ふれあい広場・科学館公園のあり方検討委員会」設置要綱

## (趣旨・目的)

第1条 厚別区のにぎわい創出に寄与する厚別中央市民交流広場（愛称：ふれあい広場あつべつ）（以下、「広場」という。）と科学館公園（以下、「公園」という。）について、利用者の安全性と利便性を確保するとともに、将来の更なるにぎわい創出に向けた再整備内容を検討することを目的に「ふれあい広場・科学館公園のあり方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

## (活動)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる活動を行う

- (1) 広場・公園の望ましい利活用のあり方に関する意見交換
- (2) 望ましい利活用を踏まえた再整備内容に関する意見交換
- (3) 意見交換内容の集約及び厚別区への助言

## (組織)

第3条 検討委員会の委員は、地域・利用者の意見や周辺施設等の意見、また若者や子育てに関する意見を適切に反映することが可能である者及びその他検討委員会の活動の推進に適した者をもって組織する。

- 2 委員の任期は平成30年3月31日までとするが、活動に一定の成果があり第4条に基づき選出された委員長が解散の宣言を行った場合は、その日をもって任期終了とし、併せて本要綱もその効力を失う。

## (委員長等)

第4条 検討委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会の会議の議長となり、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員会で行われた意見交換等の概要については、区のホームページ等で広く公表することとするが、個々の意見が特定されるような公表は行わないこととする。

## (区の役割)

第6条 区は、検討委員会の助言等を十分に尊重し、区政に反映するよう努めるものとする。

- 2 検討委員会の事務局は区が担う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、検討委員会で定める。